

ビザ業務の一時停止に関して

ネパール国内、特にカトマンズ盆地内での急速な新型コロナウイルス感染者増加を受け、カトマンズ盆地内3郡（カトマンズ郡、ラリトプール郡、バクタプール郡）は4月29日から新型コロナウイルスの感染拡大の防止を目的とした行動規制（Prohibitory Order）を導入することを決定しました。在ネパール日本大使館におけるビザ業務も、同行動規制の期間中は一時停止することと致します。

同行動規制期間中は外交ビザ、公用ビザ、日本人の配偶者等、緊急人道的理由があると判断される件に限り当館において査証申請を受け付けることと致します。

※行動規制期間中は、VFS（ビザセンター）における日本ビザに関する業務も停止致します。

本件につき、新たな情報が入り次第、当館ホームページにてご案内いたします。かかる事情につき、ご理解いただけますと幸甚でございます。